

宍粟市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

(未定稿)

平成 26 年8月

宍 粟 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の法的根拠と位置づけ	2
3. 計画の期間	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	3
1. 人口について	3
2. 世帯について	8
3. 就業の状況について	11
4. 就学前施設の在籍状況	12
5. ニーズ調査結果の概要	14
6. 第2次大栗市少子化対策推進総合計画の評価	21
7. 現状・課題のまとめと今後の方向性	24
第3章 計画の基本理念	25
1. 計画の基本理念	25
2. 計画の基本目標(仮)	26
3. 施策の体系(案)	27
第4章 施策の展開	28
重点施策 子ども豊かな成長を支える教育・保育の基盤づくり	28
第5章 推進体制	39
参考資料(巻末資料)	39

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、平成 24 年の合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に産む子どもの数）が 1.41 と、平成 23 年の 1.39 より若干上昇しているものの、人口を維持するために必要な 2.08 を大きく下回っています。また、女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育のニーズ増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は大きく変化しています。

宍粟市では、平成 22 年 3 月に、平成 26 年度までを計画期間とする「第 2 次宍粟市少子化対策推進総合計画（しそう子ども・子育て応援プラン）」を策定し「みんなで子育て こどもが輝くまち」を基本理念に、地域における子育て支援や保育サービスの充実をはじめ、子どもの教育環境の充実等、施策の展開を図ってきました。

また、平成 25 年 1 月には「しそう子ども指針」を策定し、そのなかで乳幼児期の教育・保育と就学前に育てたい子どもの像を示し、家庭と地域社会、教育・保育施設及び行政機関がともに協力し連携しながら、すべての就学前の子どもの教育・保育の充実と子育て支援を推進してきました。

しかし、本市においても少子高齢化や核家族化の進行による様々な社会状況の変化や、女性の就労希望の増加による保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は日々変化しており、子どもの育ちへの影響が問題視されています。第一義的には「子どもは親・保護者が育てることが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援するために、さらにつながりのある社会を構築する必要があります。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げ、子ども・子育てを家庭で支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立しました。子ども・子育て関連 3 法に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」のもとで、「①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「③地域の子ども・子育て支援の充実」を総合的に推進していくことをめざすとされています。

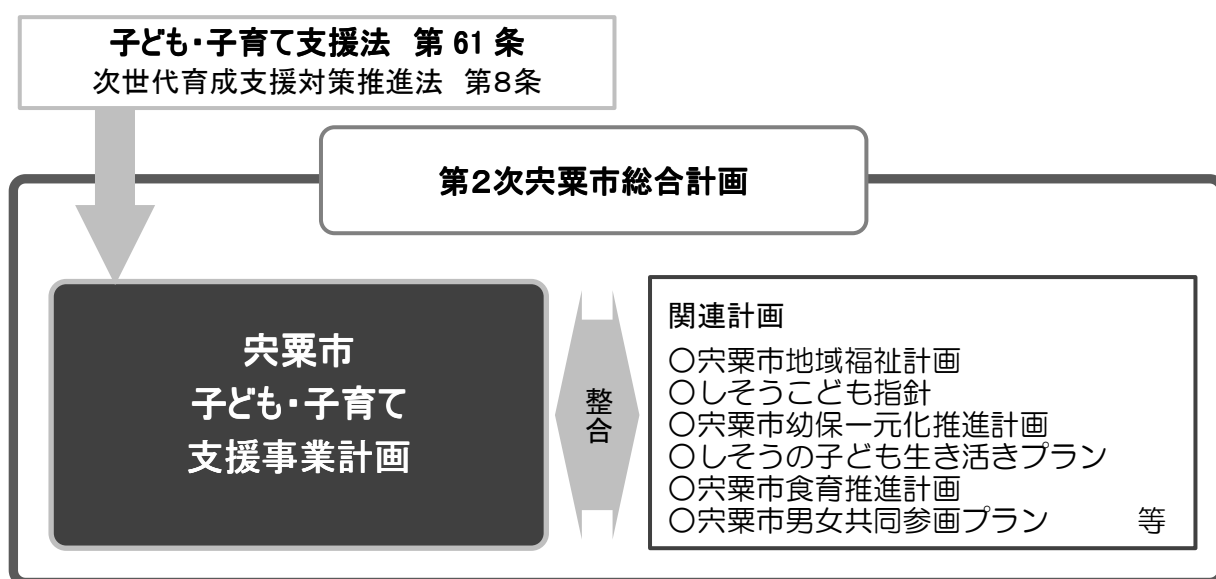
これらの取り組みの実現のため、子ども・子育て関連 3 法の一つ「子ども・子育て支援法」において、都道府県・市区町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定していくことを義務付けられています。

そこで、宍粟市では幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、「宍粟市少子化対策推進総合計画」を踏まえながら、本計画を策定しました。

2. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、乳幼児期の教育・保育と就学前に育てたいこどもの像を示す「しそくこども指針」、さらに少子化対策の推進とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく「第2次宍粟市少子化対策推進総合計画（しそく子ども・子育て応援プラン）」の考え方を継承するものとします。

また、この計画は、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるため、「宍粟市総合計画」を上位計画とし、「宍粟市地域福祉計画」などの関連計画と整合を図ったものとしています。



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

(年度)								
H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
計画 策定	宍粟市子ども・子育て支援事業計画（本計画）							
					評価・ 次期計画策定	次期計画 （平成 32 年度～）		

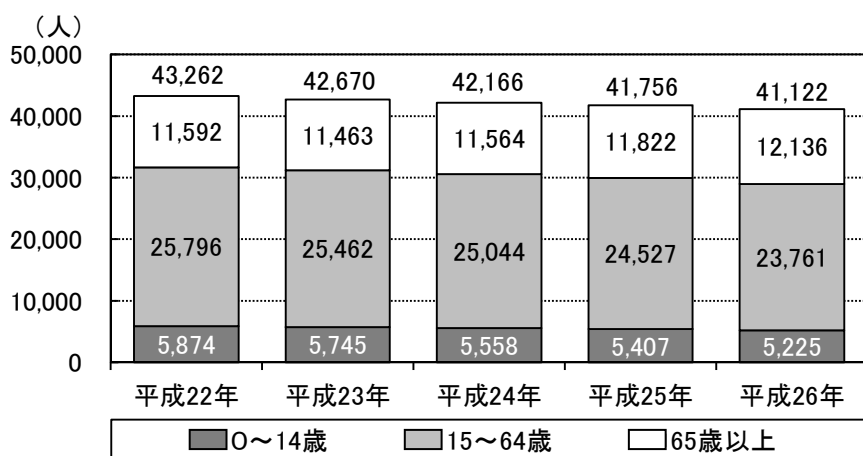
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 人口について

平成 22 年以降、総人口は減少傾向にあり、平成 22 年～平成 26 年にかけて毎年約 400 ～600 人減少しています。

また、65 歳以上人口は、平成 22 年～平成 23 年にかけては減少していますが、平成 23 年以降は増加傾向にあります。その一方、0～14 歳人口と 15～64 歳人口は、ともに減少傾向となっており、今後も引き続き減少していくことが予測されます。

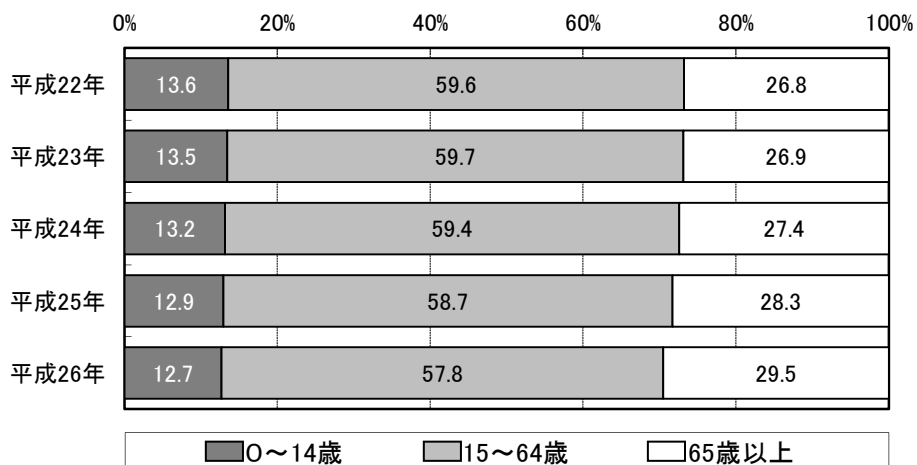
■人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

年齢3区分別人口割合については、65 歳以上人口割合が増加傾向にある一方、0～14 歳人口割合は、ゆるやかな減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

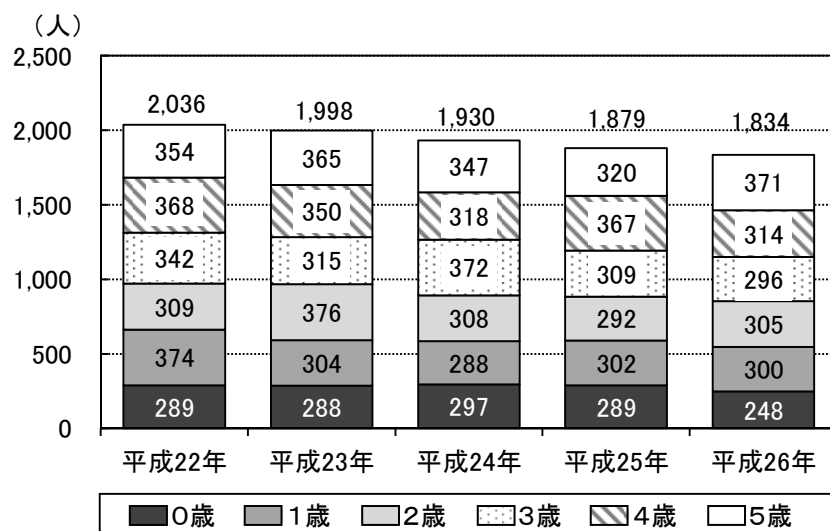
■年齢3区分別人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

平成 22 年以降、就学前児童（0歳～5歳）は減少傾向にあります。0歳について、平成 22 年～平成 25 年にかけては 300 人近くを推移していましたが、平成 26 年では 248 人となっています。

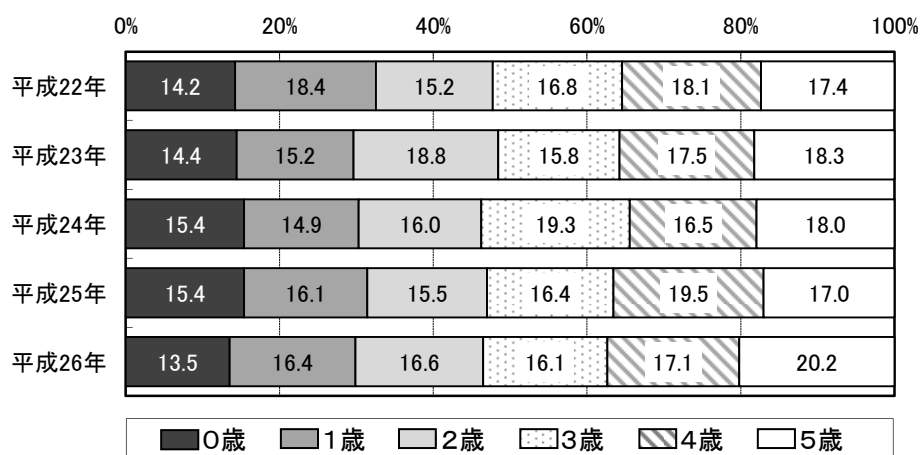
■年齢別就学前児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

平成 26 年の年齢別就学前児童割合は、0歳が 13.5%、5歳が 20.2%となっており、児童割合としては、不均等な状況となっています。

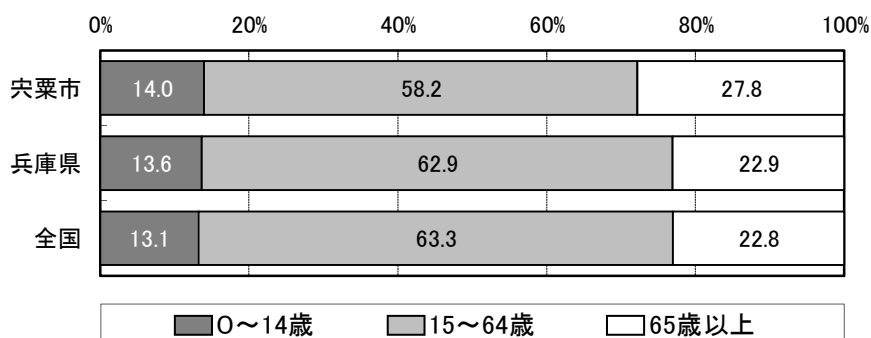
■年齢別就学前児童割合の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

宍粟市の年齢3区分別人口割合について、兵庫県及び全国と比較すると、0～14 歳人口割合と 65 歳以上人口割合が高く、15～64 歳人口割合が低くなっています。0～14 歳人口割合については、兵庫県や国よりも高く、子どもの占める割合が高いことがわかります。

■平成 22 年における年齢3区分別人口割合の比較

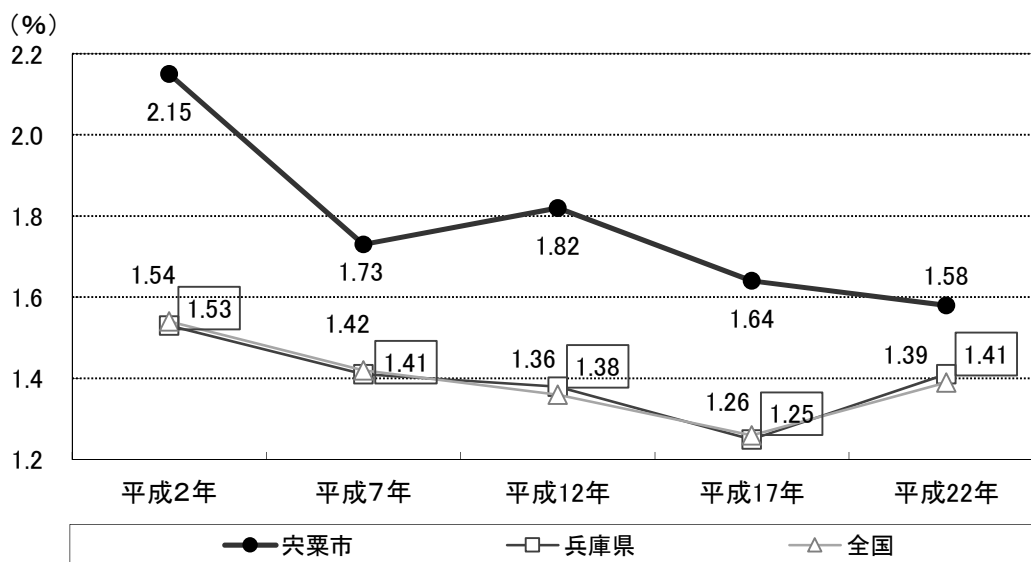


※年齢不詳は除く。

資料:国勢調査

合計特殊出生率は平成2年～平成7年にかけて急激に減少しており、平成7年～平成12年にかけて増加傾向になり、平成12年以降は転じて減少傾向となっています。一方、兵庫県と全国では、平成17年～平成22年にかけて増加傾向にありますが、宍粟市は、いまだ県と国よりも高い水準にあります。

■合計特殊出生率の比較

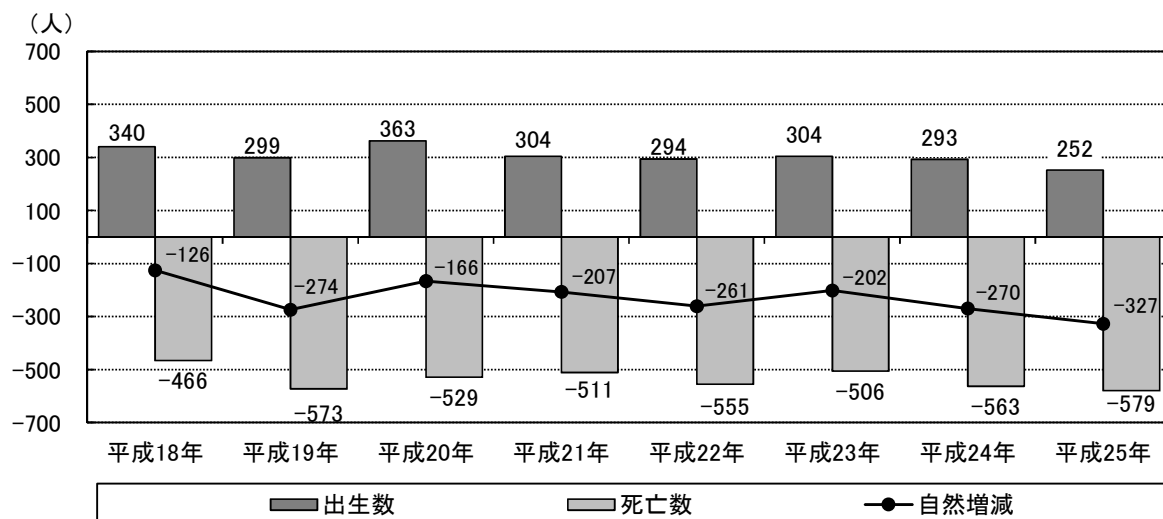


※合計特殊出生率…一人の女性が生涯に産むとされる子どもの数。

資料:兵庫県厚生統計

自然動態では、平成 18 年～平成 25 年にかけて死亡数が出生数を上回っており、人口減少の要因となっています。また、平成 23 年～平成 25 年にかけての出生数は減少傾向にあり、一方、死亡数は増加傾向にあります。

■自然動態

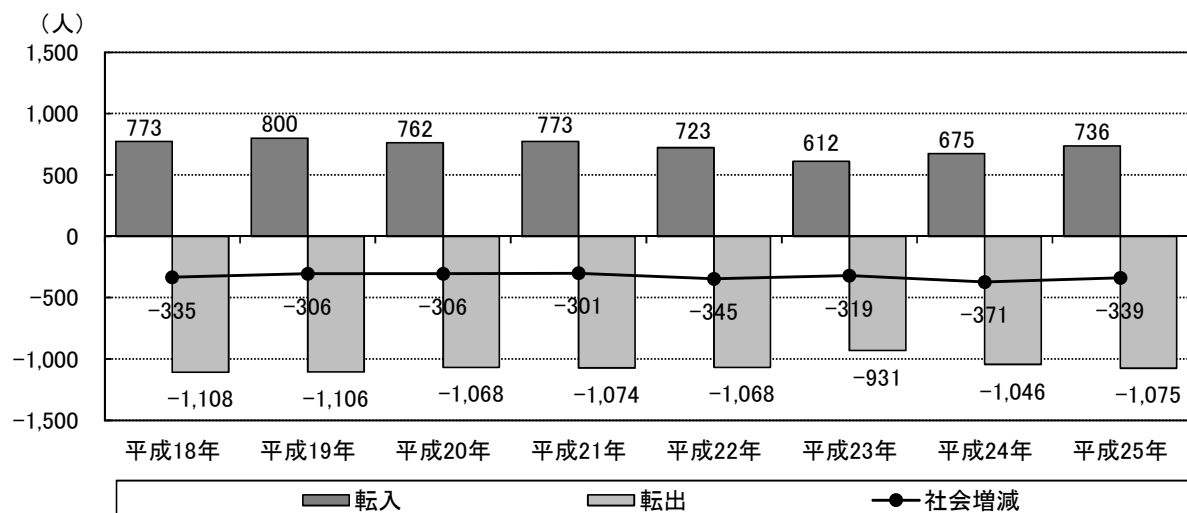


※自然動態…出生数から死亡数を減じた数。

資料：央栗市人口統計表

社会動態では、平成 18 年～平成 25 年にかけて、転出数が転入数を上回っており、こちらも人口減少の要因となっています。平成 23 年～平成 25 年にかけての転入数と転出数は、ともに増加傾向にあります。

■社会動態

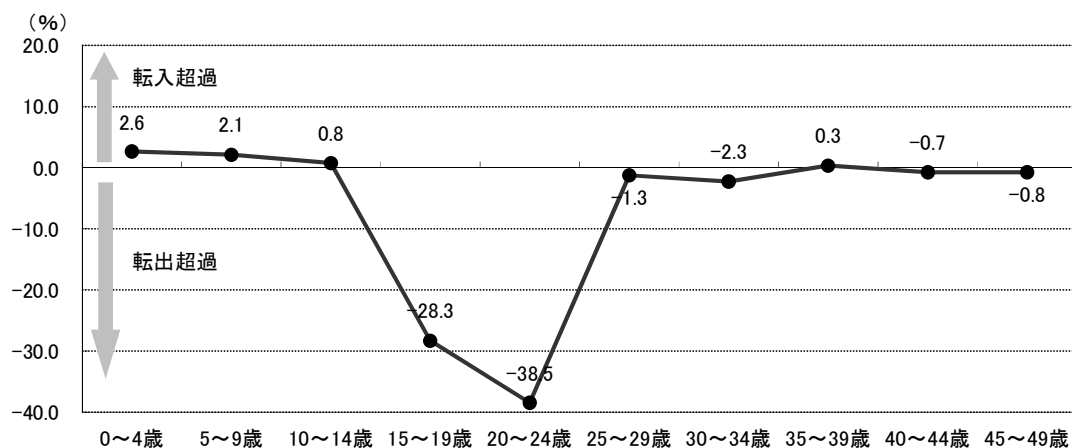


※社会動態…転入者数から転出者数を減じた数。

資料：央栗市人口統計表

平成 22 年の国勢調査における年齢別の転出入人口割合では、0～4 歳や 5～9 歳の転入超過が多くなっているものの、15～19 歳や 20～24 歳の転出超過が非常に多くなっています。高校卒業後、進学や就業などで、大量に市外に転出していると考えられます。その一方、25 歳以降は、割合が低くなり、子育て世代の転入が多いこともうかがえます。

■年齢別転出入人口割合



■年齢別の転出入状況(抜粋)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
人口(人)	1,629	1,889	2,208	1,772	1,513	1,886	2,155	2,594	2,138	2,361
転入(人)	113	158	92	53	257	386	341	235	120	74
転出(人)	70	118	75	555	839	410	390	226	136	92
社会増減(人)	43	40	17	-502	-582	-24	-49	9	-16	-18
年代別転出入割合(%)	2.6	2.1	0.8	-28.3	-38.5	-1.3	-2.3	0.3	-0.7	-0.8

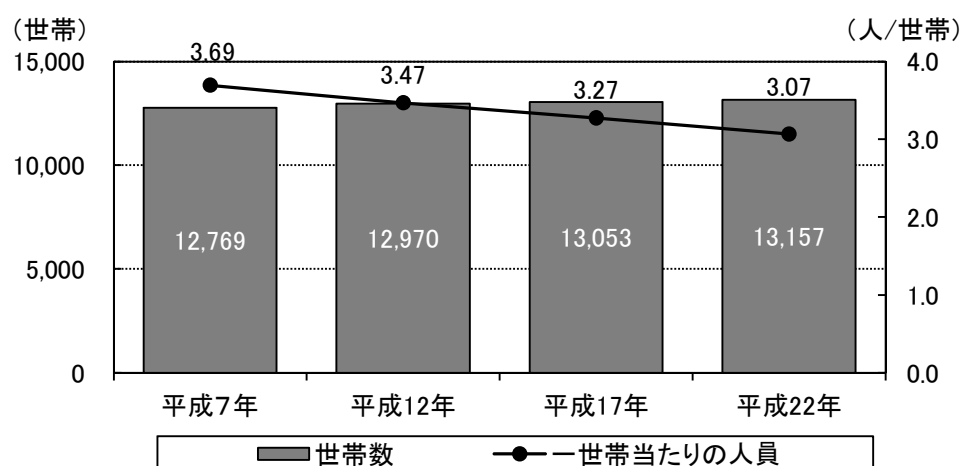
※年齢別転出入割合は、各年齢の人口に対して、転出入人口を除算した数。

資料：国勢調査(平成 22 年)

2. 世帯について

世帯数は増加する反面、一世帯当たりの人員は減少しており、核家族化や高齢化等に伴う単独世帯数の増加が想定されます。

■ 宍粟市における世帯数と一世帯当たりの人員の推移

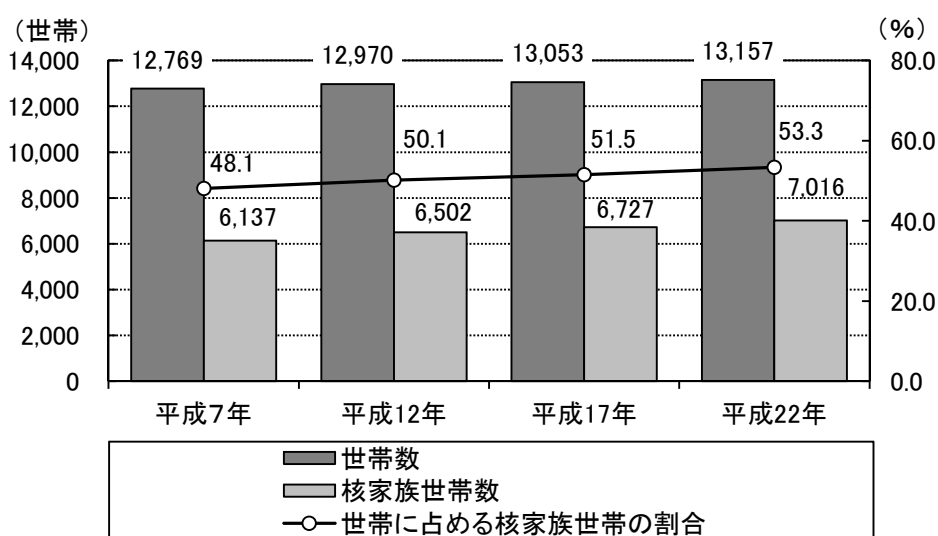


※ここでいう「世帯」とは、国勢調査における「一般世帯」と「施設等の世帯」の2区分のうち「一般世帯」を指す。

資料：国勢調査

世帯数の増加に伴い、核家族世帯数が増加しています。また、世帯に占める核家族世帯の割合も増加傾向となっており、平成12年以降は50%を上回っています。

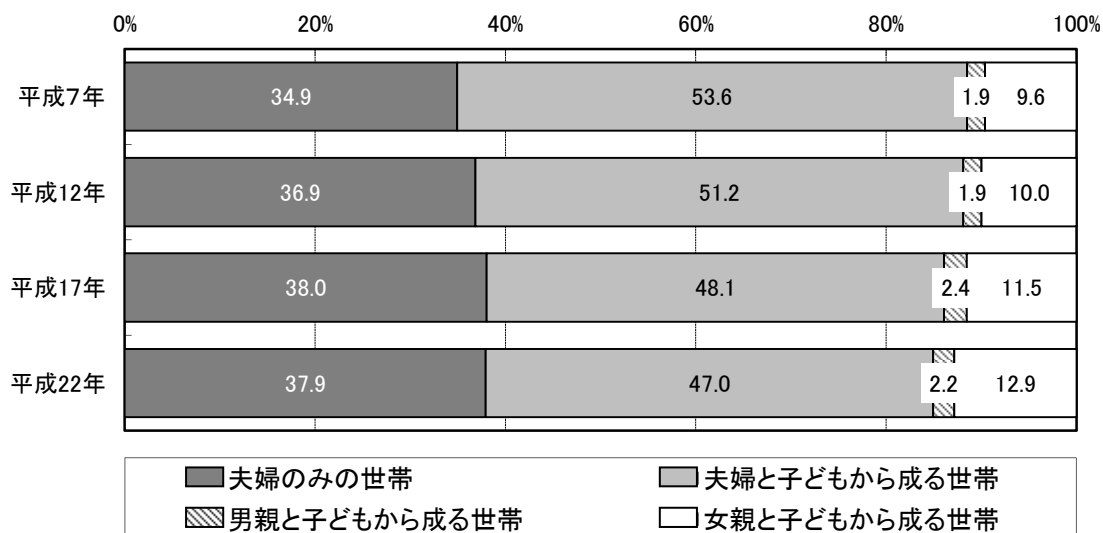
■ 宍粟市における核家族世帯数等の推移



資料：国勢調査

核家族世帯の内訳としては、平成7年から平成17年にかけて、夫婦のみの世帯割合がやや増加していますが、それ以降は微減となっています。一方、夫婦と子どもから成る世帯割合は減少しています。また、女親と子どもから成る世帯の割合は増加しており、それらの世帯の保育ニーズが増加していることも考えられます。

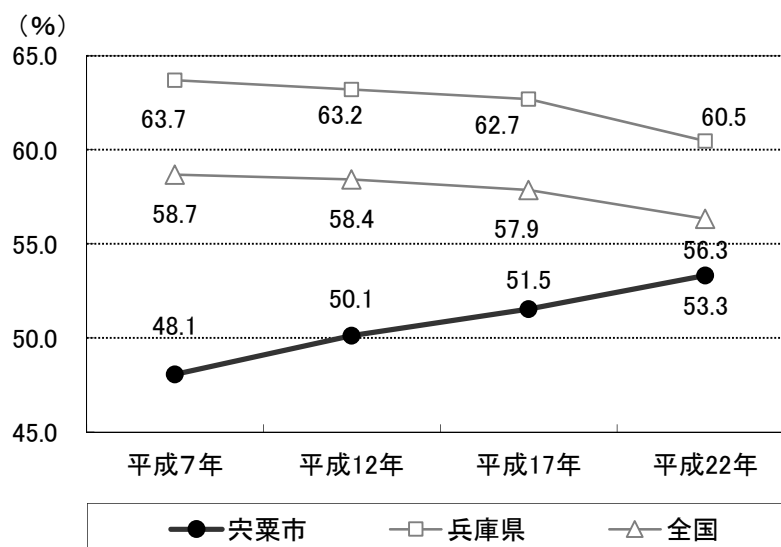
■宍粟市における核家族世帯の内訳



資料：国勢調査

宍粟市の世帯に占める核家族世帯の割合は、兵庫県及び全国と比べて低い割合となっていますが、年々増加傾向にあります。市としては、今後とも核家族世帯の増加が想定されます。

■世帯に占める核家族世帯の割合の比較

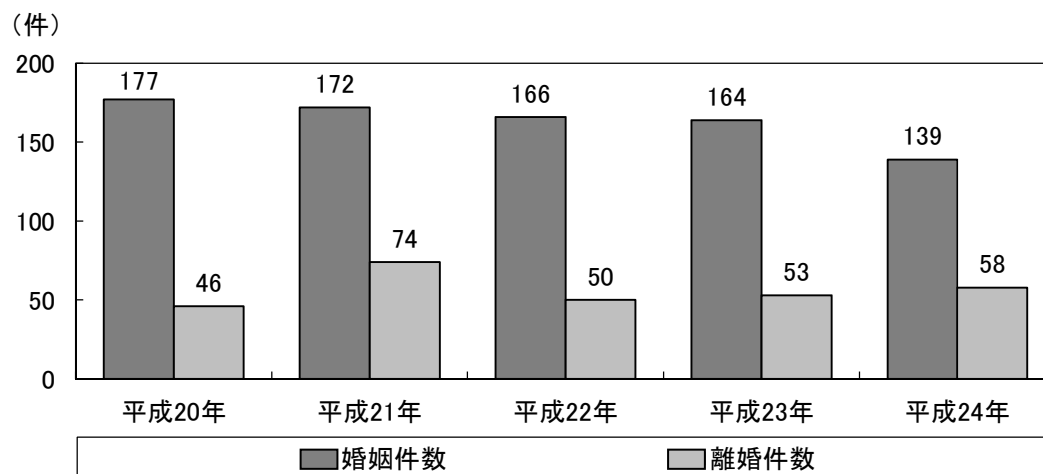


資料：国勢調査

婚姻件数は、平成 20 年から平成 24 年にかけて、減少傾向にあります。

離婚件数は、平成 21 年から平成 22 年にかけて減少し、平成 22 年以降はゆるやかな増加傾向にあります。

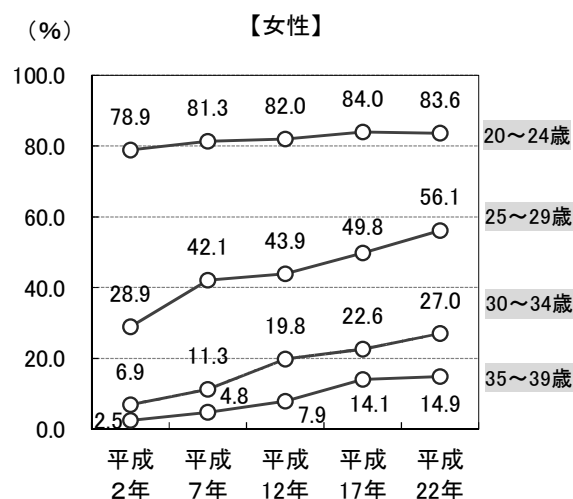
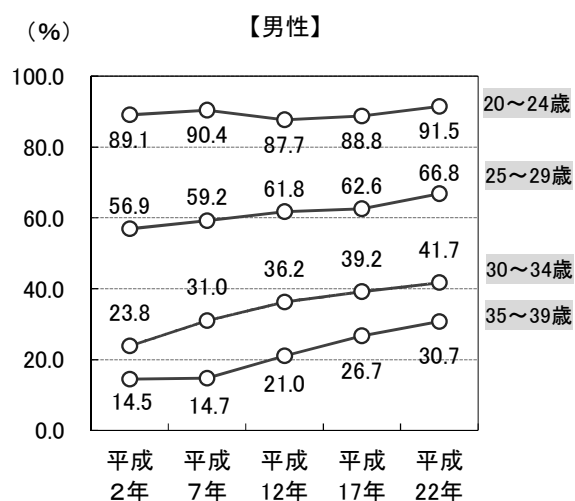
■婚姻件数及び離婚件数の推移



資料:兵庫県厚生統計 人口動態調査

未婚率は、男女いずれの年代においても上昇傾向にあります。特に女性においては、20 歳代後半から 30 歳代が大きく上昇しています。男性においては、30 歳代の未婚率が上昇しています。

■未婚率の推移(男女別・年齢階層別)

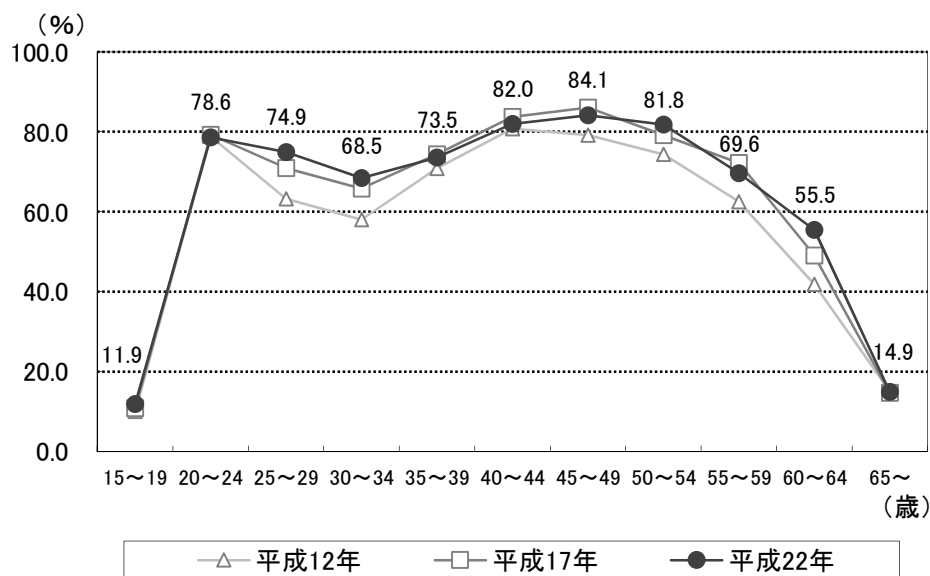


資料:国勢調査

3. 就業の状況について

女性の労働力率は、20 歳代前半で高い割合を示した後、出産・子育て期に入る 30 歳代前半から後半で底をつき、その後再び上昇するという M 字曲線を描いています。しかし、30～34 歳をはじめとする子育て世代の労働力率は年々増加しており、働く女性の保育ニーズが高まっていることがうかがえます。

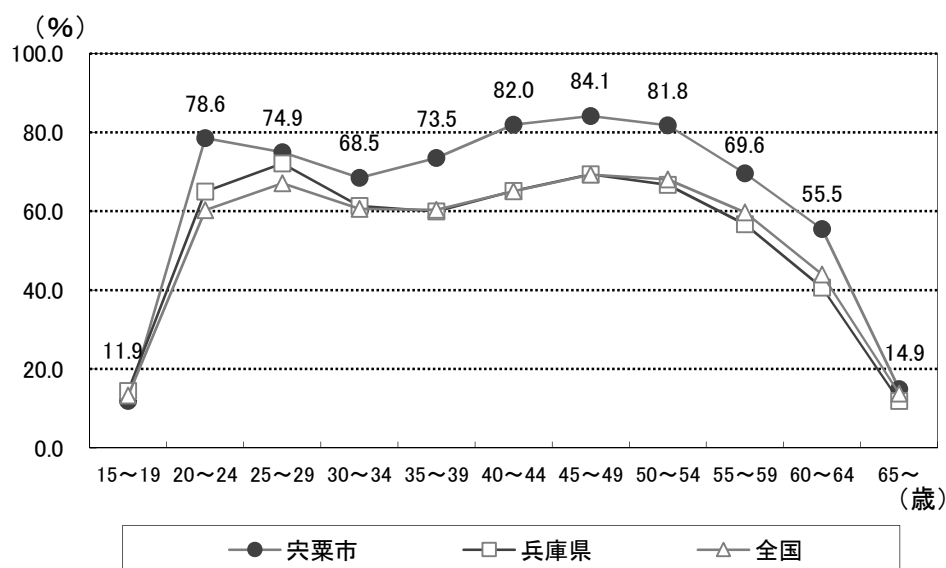
■ 宍粟市における労働力率の推移(女性)



資料: 国勢調査

宍粟市の女性の労働力率は、兵庫県及び全国と比べても高い水準となっており、母親が働いている子育て家庭が多いことがうかがえます。

■ 宍粟市における労働力率(女性・平成 22 年)の比較

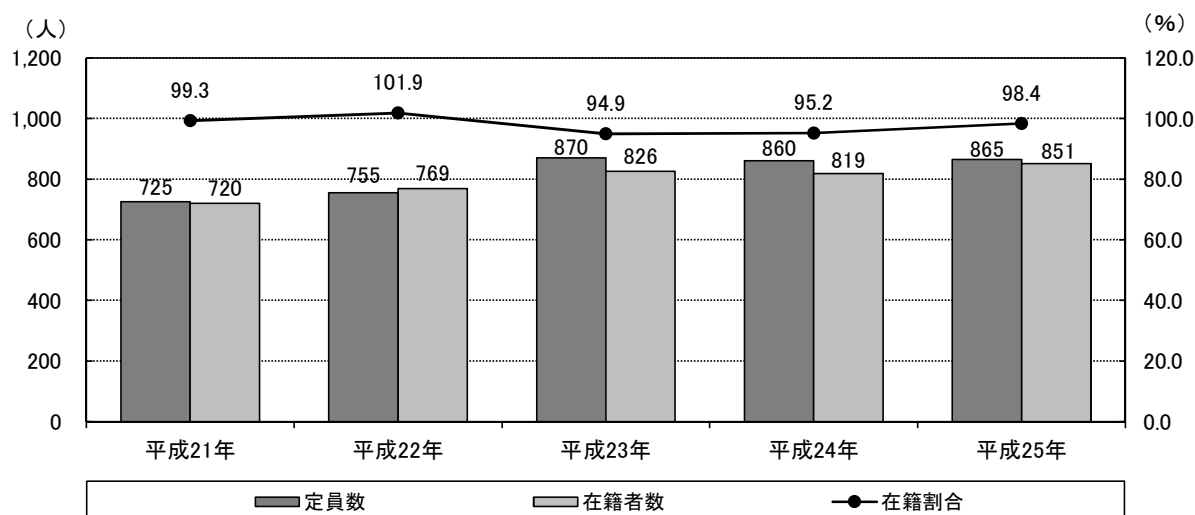


資料: 国勢調査

4. 就学前施設の在籍状況

認可保育所（園）全体の在籍割合は、平成22年において100%を超えており、それ以外の年度では100%を下回っています。

■認可保育所（園）の定員数と在籍者数

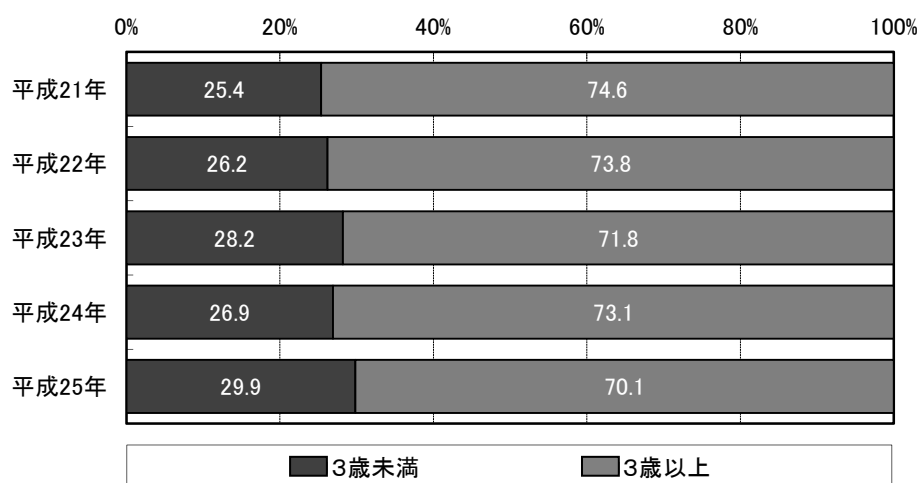


注：管外受託込み。

資料：こども未来課（各年7月1日現在）

3歳未満児の占める割合が、増減を繰り返しながら増加傾向にある一方で、3歳以上児の占める割合は、それに伴い減少傾向にあります。

■年齢別認可保育所（園）の在籍割合

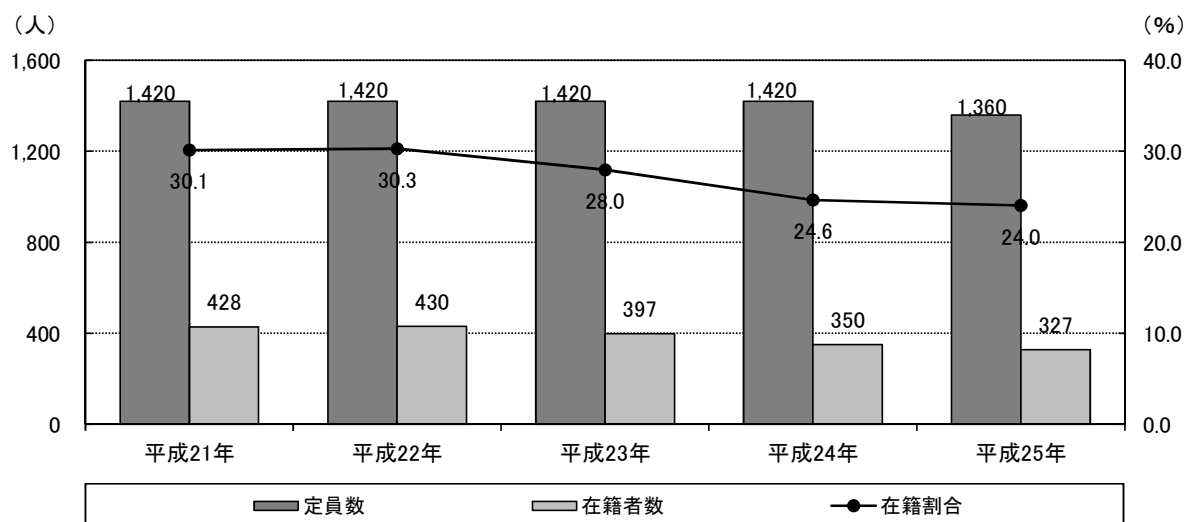


注：管外受託込み。

資料：こども未来課（各年7月1日現在）

幼稚園の在籍割合は、平成 22 年の 30.3%からは減少傾向となっており、定員数を下回る状態が続いています。また、在籍者数に関しても平成 22 年以降は減少傾向にあり、今後の就学前教育のニーズが高まるよう、就学前教育の質における問題を解消していくことが求められます。

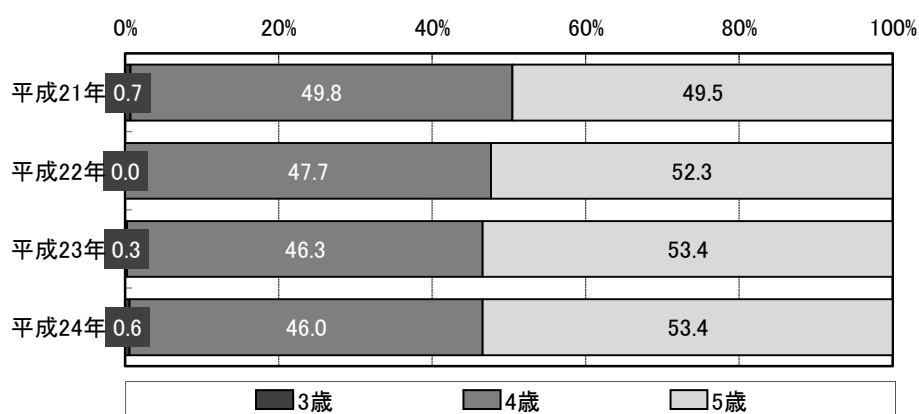
■幼稚園の定員数と在籍者数



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

平成 21 年～平成 24 年にかけて、5歳児の占める割合は増加傾向にあり、幼児教育ニーズの高まりがうかがえます。

■年齢別幼稚園の在籍割合



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

5. ニーズ調査結果の概要

(1) ニーズ調査の概要

調査の目的	本調査は、「宍粟市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、保育ニーズや宍粟市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に実施しました。		
調査設計	調査地域：宍粟市全域 調査対象者：就学前児童：平成25年10月1日現在、宍粟市在住の「就学前児童」がいる世帯・保護者（就学前児童調査） 小学生児童：平成25年10月1日現在、宍粟市在住の「小学生児童」がいる世帯・保護者（小学生児童調査） 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童（0歳～5歳）の末子がいる全世帯1,440件、小学生（6歳～11歳）の末子がいる世帯から1,000件を無作為抽出 調査期間：平成25年11月29日（金）～12月13日（金） 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法		
調査種類	調査対象者数 （配布数）	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,440	646	44.9%
小学生児童	1,000	447	44.7%
合 計	2,440	1,093	44.8%

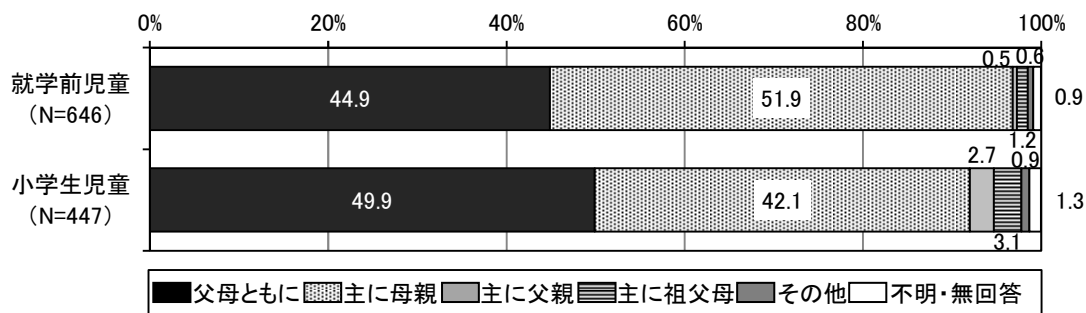
【ニーズ調査結果の見方】

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

（２）調査結果の概要

①子育てを主に行っている方

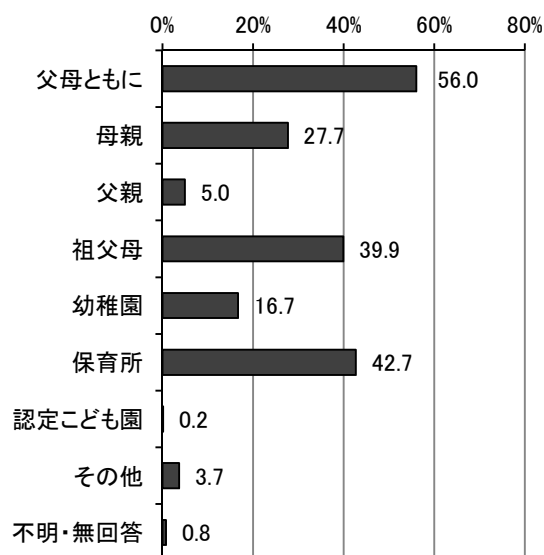
子育てを主に行っている方についてみると、就学前児童では「主に母親」が51.9%と最も高く、次いで「父母ともに」が44.9%となっています。一方、小学生児童では「父母ともに」が49.9%と最も高く、次いで「主に母親」が42.1%となっています。就学前児童の母親に負担がかかっていることがうかがえます。



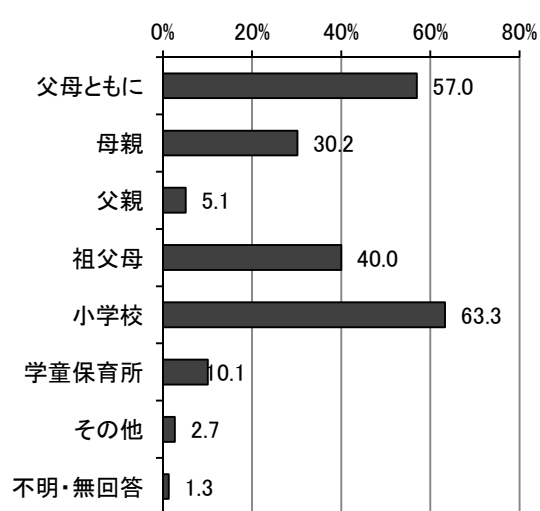
②子育てに日常的に関わっている方（施設）

子育てに日常的に関わっている方（施設）についてみると、就学前児童では「父母ともに」が56.0%と最も高く、次いで「保育所」が42.7%となっています。一方、小学生児童では「小学校」が63.3%と最も高く、次いで「父母ともに」が57.0%となっています。

就学前児童 (N=646)



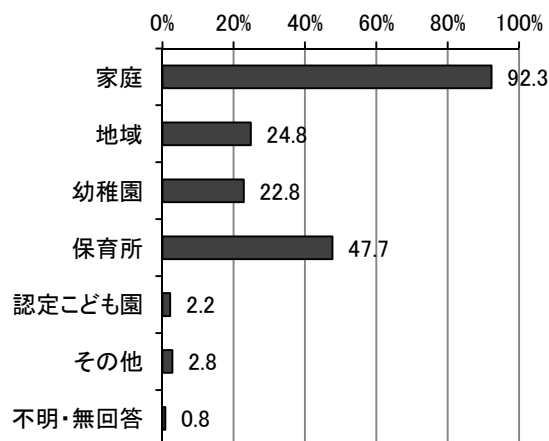
小学生児童 (N=447)



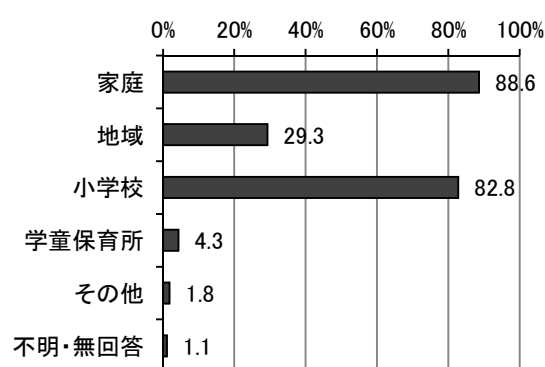
③子育てに影響すると思われる環境

子育てや教育に影響すると思われる環境についてみると、「家庭」が就学前児童で92.3%、小学生児童で88.6%と最も高くなっています。次いで、就学前児童では「保育所」が47.7%、小学生児童では「小学校」が82.8%となっています。

就学前児童 (N=646)

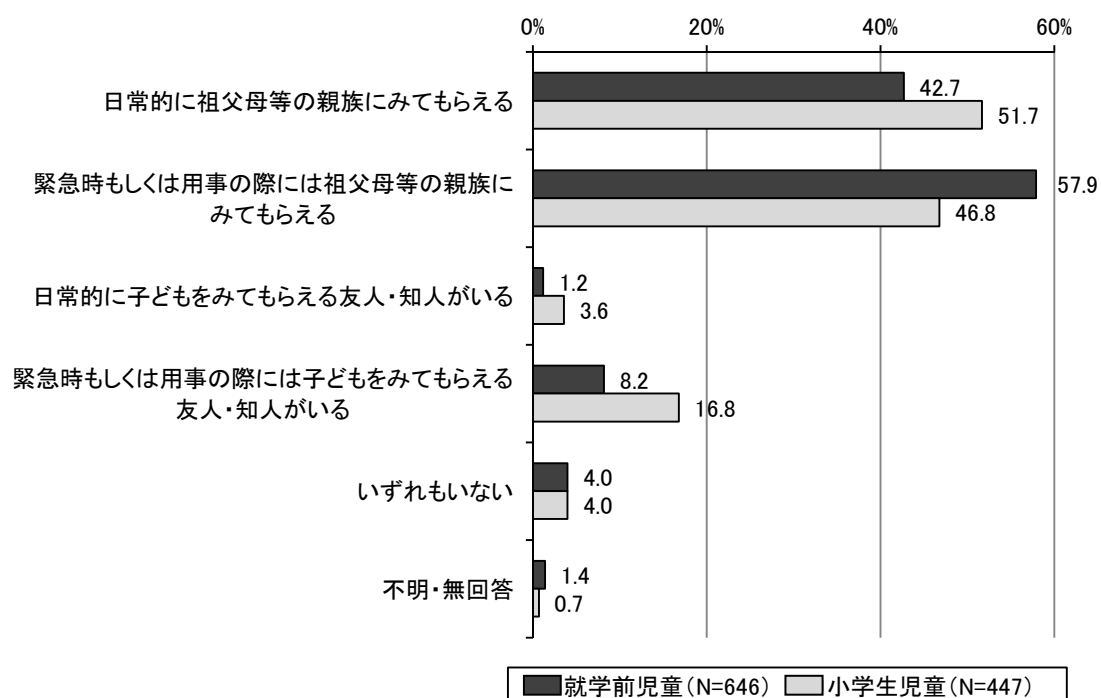


小学生児童 (N=447)



④日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

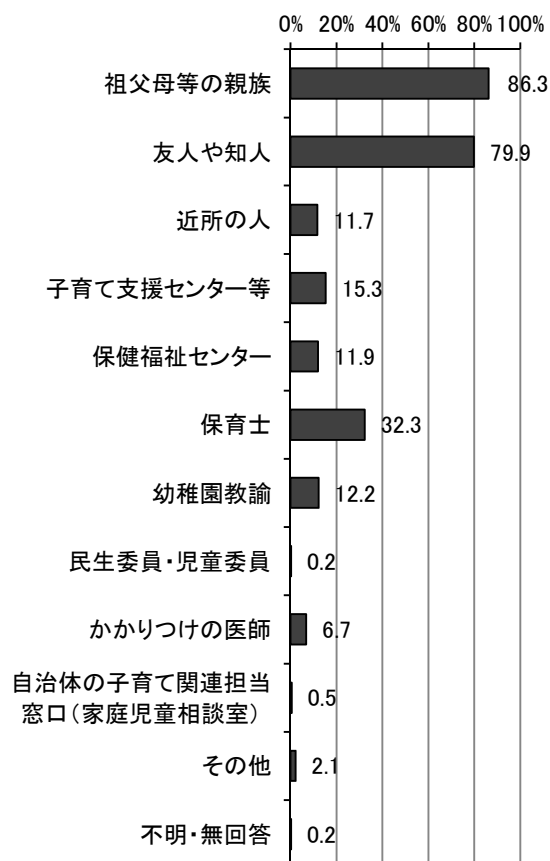
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、就学前児童では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.9%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が42.7%となっています。一方、小学生児童では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が51.7%と最も高く、次いで、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が46.8%となっています。



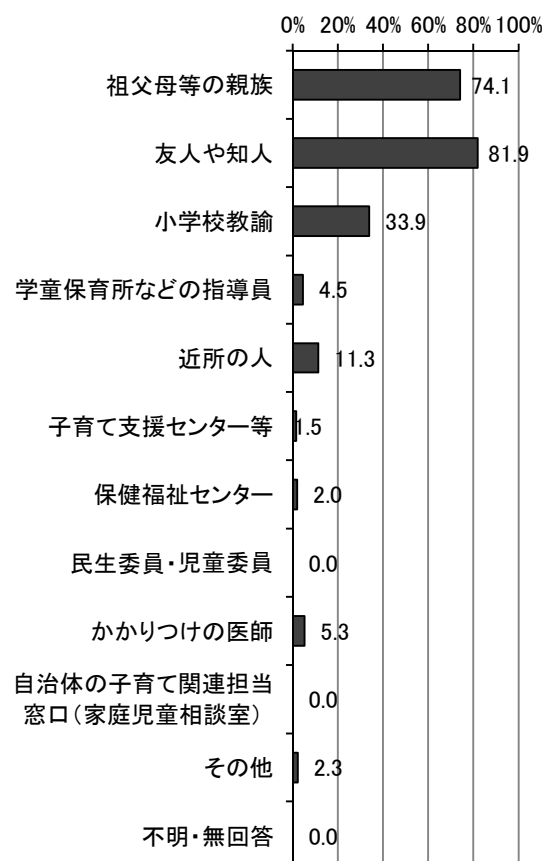
⑤気軽に相談できる先

気軽に相談できる先についてみると、就学前児童では「祖父母等の親族」が86.3%、小学生児童では「友人や知人」が81.9%と最も高くなっています。次いで、就学前児童では「友人や知人」が79.9%、小学生児童では「祖父母等の親族」が74.1%となっています。

就学前児童(N=613)

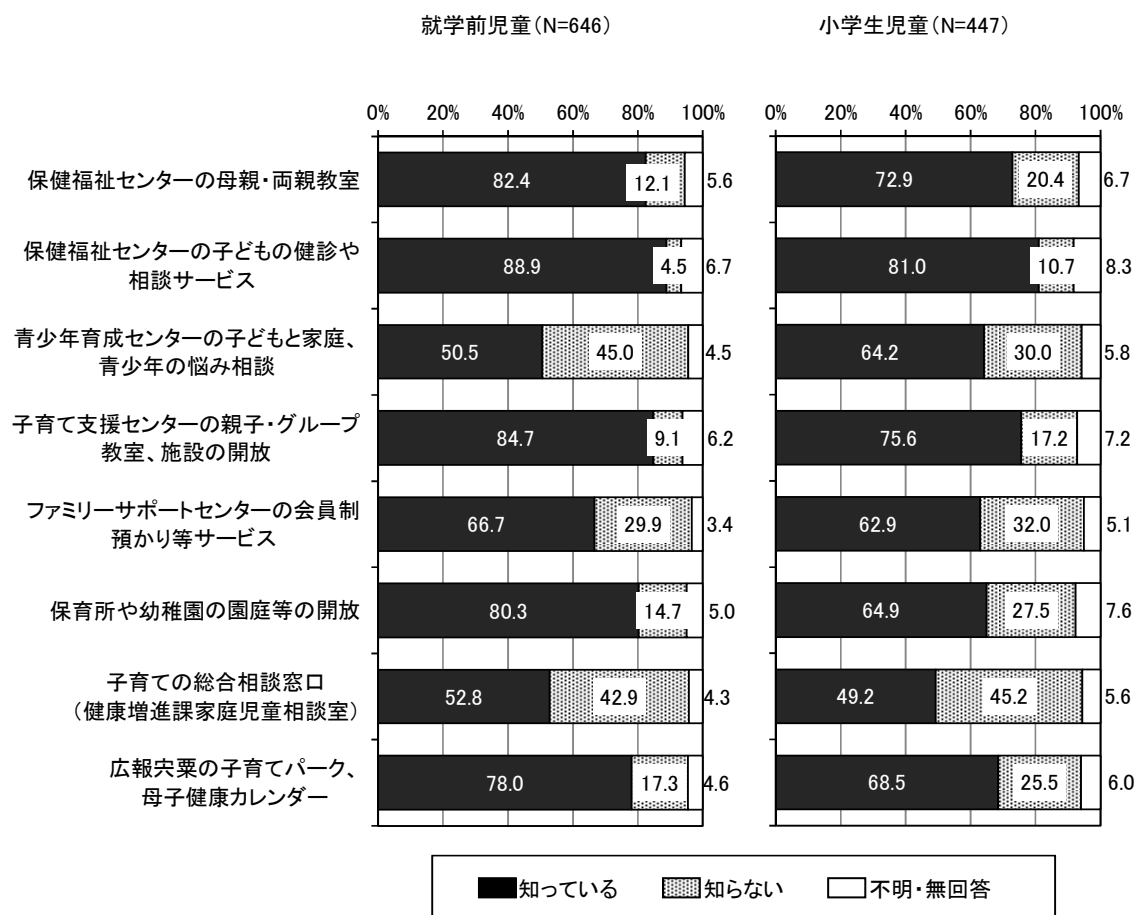


小学生児童(N=398)



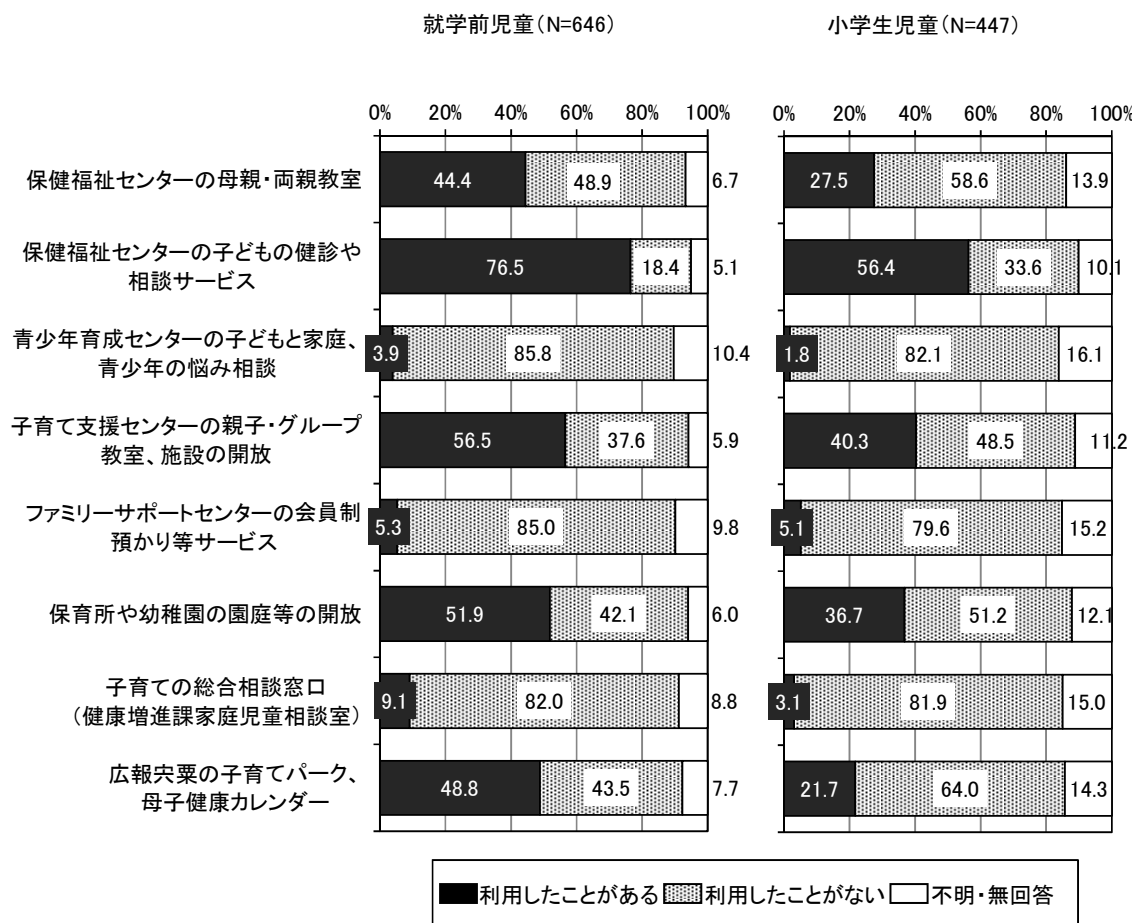
⑥地域の子育て支援事業の認知度

地域の子育て支援事業の認知度についてみると、「保健福祉センターの子どもの健診や相談サービス」では、就学前児童、小学生児童ともに『知っている』が8割以上と認知度が高くなっています。一方、就学前児童では「青少年育成センターの子どもと家庭、青少年の悩み相談」「子育ての総合相談窓口（健康増進課家庭児童相談室）」、小学生児童では「子育ての総合相談窓口（健康増進課家庭児童相談室）」の『知らない』が4割以上あり、認知度は低くなっています。



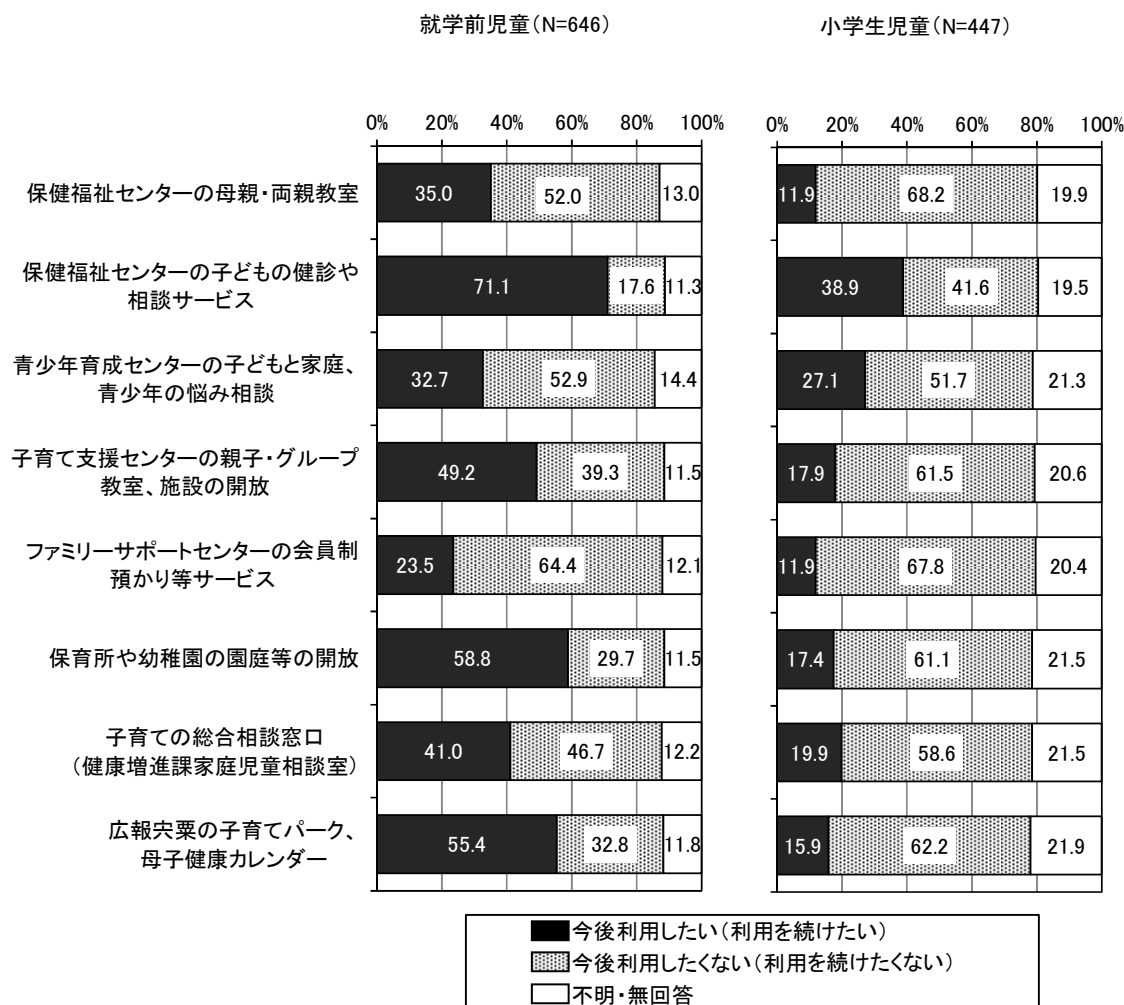
⑦地域の子育て支援事業の利用度

地域の子育て支援事業利用度についてみると、就学前児童では「保健福祉センターの子どもの健診や相談サービス」「子育て支援センターの親子・グループ教室、施設の開放」等、小学生児童では「保健福祉センターの子どもの健診や相談サービス」では、『利用したことがある』が5割以上と利用度が高くなっています。一方、就学前児童、小学生児童ともに「青少年育成センターの子どもと家庭、青少年の悩み相談」「子育ての総合相談窓口（健康増進課家庭児童相談室）」では、『利用したことがない』が8割以上あり、利用度は低くなっています。



⑧地域の子育て支援事業の利用意向

利用意向についてみると、就学前児童では「保健福祉センターの子どもの健診や相談サービス」「保育所や幼稚園の園庭等の開放」では、『今後利用したい（利用を続けたい）』が6割近くから7割以上と利用意向が高くなっています。一方、就学前児童、小学生児童ともに「ファミリーサポートセンターの会員制預かり等サービス」では、『今後利用したくない（利用を続けたくない）』が6割以上あり、利用意向は低くなっています。



6. 第2次宍粟市少子化対策推進総合計画の評価

(1) 第2次宍粟市少子化対策推進総合計画の評価

基本目標1 子育てをみんなで支え合うまちづくり

【第1節 地域における子育ての支援】

旧町単位に設置された子育て支援センターを中心に、専門相談員による子育て相談や、子育てグループ活動の実施、子育てに関する講演等を実施し、子育て親子の支援を行うとともに、親子の交流の場、情報交換の場を提供し、地域における子育て支援サービスを充実させることに努めつつ、ファミリーサポートセンター等についての情報を幅広く発信するとともに、会員のための交流会や親睦会を開催してきました。今後とも、宍粟市の女性の就業ニーズの高まりと、さらなる核家族化や女性の社会進出が進むことが予想され、それに伴う保育ニーズの増大に対して、適切な情報提供と柔軟な対応ができるよう、環境整備を進めていく必要があります。また、「宍粟市幼保一元化推進計画」に基づいた、より良い就学前教育・保育の環境整備、放課後子どもプランの推進による放課後の居場所づくりの拡充、子ども・若者の健全育成体制の充実を図るとともに、今後とも、子育てを地域の目線から支えていくことができる体制の充実を図ることが重要です。

【第2節 子育てを社会全体で支える仕組みづくり】

子育て支援センターごとのグループのネットワークの構築が図られ、4つの支援センターが一体となつての事業が行われるようになりました。今後は、この中で参加者の交流や情報交換が活発に行われるようになる取り組みを検討するとともに、広報しそやしいたん放送を活用し、子育て支援情報を提供することで、子育て中の親子の交流の場についてのPRにも力を入れてきました。また、子どもを生み育てていくうえでの経済的負担を鑑み、児童医療費助成として小学4年生から6年生に係る医療費の一部助成、平成22年度からこども医療費助成として中学3年生までの入院費医療の一部を助成することで、子育て世帯の経済的負担を軽減し、医療にかかる不安軽減を図ってきました。今後とも社会全体で子育てを支える仕組みを向上させ、安心して子育てができる環境に向けた取り組みの拡充に努めます。

【第3節 支援を必要とする子どもへのきめ細やかな取り組みの推進】

児童虐待、不登校、養育環境など、子どもや家庭の様々な問題に対して、継続的な相談窓口の周知と啓発を行ってきたことで、増加傾向であった相談件数が横ばいで推移してきましたが、今後とも家庭に潜む子どもに関する問題について、早期発見できる環境整備の推進、関係機関との連携強化、子どもが有する問題や状況などを的確に捉え、効果的な援助を行っていく必要があります。また、ひとり親家庭が自立した生活を営むことができるよう、相談事業や経済的支援、就労支援の取り組みと、それら事業の幅広い周知に向けた情報提供を行いつつ、支援を必要とする子どもやその家庭への支援を充実させてきました。今後ともきめ細やかな取り組みを推進し、支援を必要とする子どもとその家庭の負担軽減に努めます。

基本目標2 安心して子どもを生み育てることのできるまちづくり

【第1節 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進】

母子の健康増進を、生涯を通じて健康な生活を送るために欠かせないものであり、子どもの健やかな成長の基礎であると位置づけ、各種健康診査等の母子保健事業を通じて、妊娠・出産・育児に関しての正しい知識の普及・啓発、不安解消に努めてきました。また、「宍粟市食育推進計画」に基づき、母子栄養管理の推進、学校教育における食育の推進、学校給食展などの取り組みや、総合医療体制の確保を推進してきました。今後とも、母子の健康を確保しつつ、安心して子どもと向き合える環境の向上に努めます。

【第2節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備】

次代の親の育成として、幼稚園や保育所における乳幼児とのふれあい体験や交流活動、小中学校における「命の学習」による命の大切さを学ぶ機会、男女が協力して家庭を築くことや、男女が協力して子どもを生み育てることの意義についての教育を推進してきました。さらに、子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実についての取り組みや、家庭や地域の教育力を高めるための学習機会の提供などを行いつつ、子どもを取り巻く有害環境についての巡回指導や喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を進めてきましたが、全国的な問題となっている SNS やスマートフォンの普及によるケータイ依存やネットいじめなどのトラブルへの対策も課題として取り組んでいく必要があります。

【第3節 子ども等の安全の確保】

子どもを交通事故から守るため、警察、幼稚園、保育所、学校、関係民間団体との連携協力体制を強化を図りつつ、平成25年度から市が交通指導員を配属し、市内全小学校及び幼稚園、そして一部の中学校においても交通安全教室を実施することができました。さらに犯罪等の被害から子どもたちを守るために、見守り活動や防犯パトロール活動の推進により、非行や被害防止に努めてきました。また、地域防災訓練や避難訓練を実施するとともに、宍粟防災センターにおける体験や展示・映像を通じての学習機会の充実させることで、非常時に対する意識の醸成に努めてきました。今後も引き続き、子どもの身の回りの安全を確保しつつ、危険に対する意識を高める機会を継続して推進していきます。

【第4節 職業生活と家庭生活との両立支援】

職場優先や固定的な男女の役割分担といった意識を解消し、仕事と家事・育児等のバランスが取れるよう、働き方の見直しを図り、男性・女性ともに社会のなかで個性と能力を発揮しながら、子育てにしっかりと力と時間を注ぐことができるような環境が求められていることから、市では子育て支援センターを中心として、父親の参加しやすい土日を中心に「子育て講座」を開催するとともに、地域の身近な課題解決に向けた講演会を開催することで、男女共同参画への意識啓発を推進してきました。また、若者が地域に定住するための雇用の場を確保するために、産業立地促進事業や起業家支援事業などにより、産業の振興と雇用機会の拡大を図ってきました。今後は、より男女共同参画の意識を浸透させていく取り組みを推進することと、また、若者の地域定着を促すよう、雇用機会の拡大・創出に努めていく必要があります。

【第5節 子育てを支援する生活環境の整備】

子どもや子育て世代が、日々の生活を安全に、安心して過ごせるように、公営住宅の改善による快適な住環境の維持や、良好な居住環境を確保することで親子の交流機会を創出し、通学路の点検・整備や施設のバリアフリー化を行ってきました。しかし、公園の遊具や施設の老朽化が目立っている箇所に関しては、今後も引き続き計画的な整備を図っていく必要があります。

（２）第２次大栗市少子化対策推進総合計画の達成状況

事業名	平成 21 年度 【実績値】	平成 26 年度 【目標事業量】	平成 26 年度 【実績見込み】
通常保育事業	か所数:14 か所 定 員:725 人	か所数:14 か所 定 員:725 人	か所数:14 か所 定 員:855 人
特定保育事業	か所数:1 か所	か所数:1 か所	か所数:0 か所
延長保育事業	か所数:7 か所	か所数:7 か所	か所数:8 か所
夜間保育事業	—	—	—
トワイライトステイ事業	—	—	—
休日保育事業	—	—	—
一時預かり事業 (現:一時保育事業)	か所数:5 か所	か所数:5 か所	か所数:6 か所
病児・病後児保育事業	—	—	—
子育て支援センター事業	か所数:4 か所	か所数:4 か所	か所数:4 か所
放課後児童健全育成事業	か所数:9 か所 定 員:240 人	か所数:12 か所 定 員:300 人	か所数:15 か所 定 員:425 人
ショートステイ事業	—	1 か所	—
ファミリーサポートセンター事業	か所数:1 か所	か所数:1 か所	か所数:1 か所

7. 現状・課題のまとめと今後の方向性

●子どもが健やかにはぐくまれる環境の充実が求められています

全国的な少子高齢化を背景として、宍粟市においても同様の傾向がみられますが、県や国と比べると高齢者の割合が高いものの、子どもの割合が高くなっていることが現状です。また、合計特殊出生率に関しては、県や国と比べても高い数値となっており、子どもを産み育てやすい環境という点では、一定の成果をあげているとも考えられます。しかし、全国的に出生数が減少傾向にあることは宍粟市においても同様であり、これを課題として認識し、対策を講じていくことが必要です。そして、一人ひとりの子どもが健やかにはぐくまれるために、虐待、障がい、家族の状況などの事情により、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めた、すべての子どもと子育て家庭を支援することが必要です。

●地域・社会ぐるみでの子育て支援の取り組みが求められています

教育・保育環境の充実、子どもの年齢を問わず要望が高い問題であり、ニーズ調査においても、現状に対して多くのニーズが寄せられました。また、日々悩みの連続である子育てに対して、宍粟市では、子育てを支援するための様々な事業を展開してきましたが、その内容については十分認知されていないことがニーズ調査から明らかになってきました。核家族化や地域のつながりの希薄化により、緊急時に子どもを預けられる親類や相談相手も持たず、周囲から家庭が孤立してしまう状況が全国的にみられ、支援の不十分な家庭では育児ストレスを感じたり、経済的な困難に直面した時に、うまく対応できないといった事態にもつながります。子育て支援センターやファミリーサポートセンターなどの子育て支援施設の活用はもちろん、延長保育、一時預かり、各種検診事業等の制度に関する取り組みの拡充を図り、地域と行政が子育て支援の連携を高めていくことが必要です。

●仕事と子育てを両立させる取り組みが求められています

宍粟市における核家族世帯の割合は、平成12年の50.1%から年々増加傾向にあり、今後とも核家族世帯の増加が想定されます。その中で、ひとり親と子どもの世帯が増加傾向にあることも現状です。また、宍粟市の女性の労働力率は、県や国と比べても高い割合となっており、働きたい女性が増えていることも現状としてあげられることから、少子化問題の歯止めとなるワークライフバランスの検討がひとつの課題となっています。仕事と家庭の両立支援に関して、母親のみを支援の対象として考えるのではなく、父親はもちろん、祖父母などの親族を巻き込んだ家庭の中で、積極的に子育てに携わることのできる環境づくりを平行して考えることが、母親の育児・保育ストレスの軽減に有効であると考えられます。

第3章 計画の基本理念

1. 計画の基本理念

つながり はぐくみ 子どもが輝くまち(仮)

子どもは生まれながらにして、自分の目に入ってくる周りの環境に対して、溢れ出る好奇心を持っており、その純粋な力を発揮し、周りの世界とつながろうとします。周りの環境へ働きかけ、そこから学ぶことで、子どもは成長していきます。

また、子どもが最初に触れる社会である家庭には、子どもを育てる第一義的責任がありますが、さまざまな状況にある子育て家庭に対して、地域・社会があたかな支援を行うことでつながり、子どもの育ちとともに親の育ちを一体的に支えていくことが必要になっています。

宍粟市では、子どもと家庭の「つながり」はもちろん、家庭と地域が「つながり」、地域が子どもを「はぐくみ」、さらに家庭も「はぐくみ」、そしてまちの将来を担う子どもが成長してゆき、地域の未来をはぐくんでゆく。そのような未来を担う子どもが輝くまちをめざしています。

2. 計画の重点目標と基本目標（仮）

◇重点目標 子どもの豊かな成長を支える教育・保育の基盤づくり

次代の担い手である地域の子どもたちが豊かな人間性を培い、かつ、たくましく生きる力をはぐくみ、さらに家庭を築き子どもを生み育てる喜びを感じていけるように、親と子がともに学び、育ち合うための学習の機会や場の整備を進めていきます。また、女性が働きやすい環境を整えるため、保育サービスの充実をめざします。

◇基本目標1 健やかな子どもをはぐくむ環境づくり

子どもが家庭のなかで愛情いっぱいに育ち、子どもやその家庭が地域社会と良好な関係を築きながら成長していけるよう、そして子どもが就学前教育・保育において、同年代の子どもたちと楽しく健やかに成長できる環境づくりを目指します。また、虐待、障がい、ひとり親家庭など、子どもを取り巻く様々な家庭環境にも手厚くあたたかな支援を推進し、すべての家庭が安心して子育てできる環境づくりをめざします。

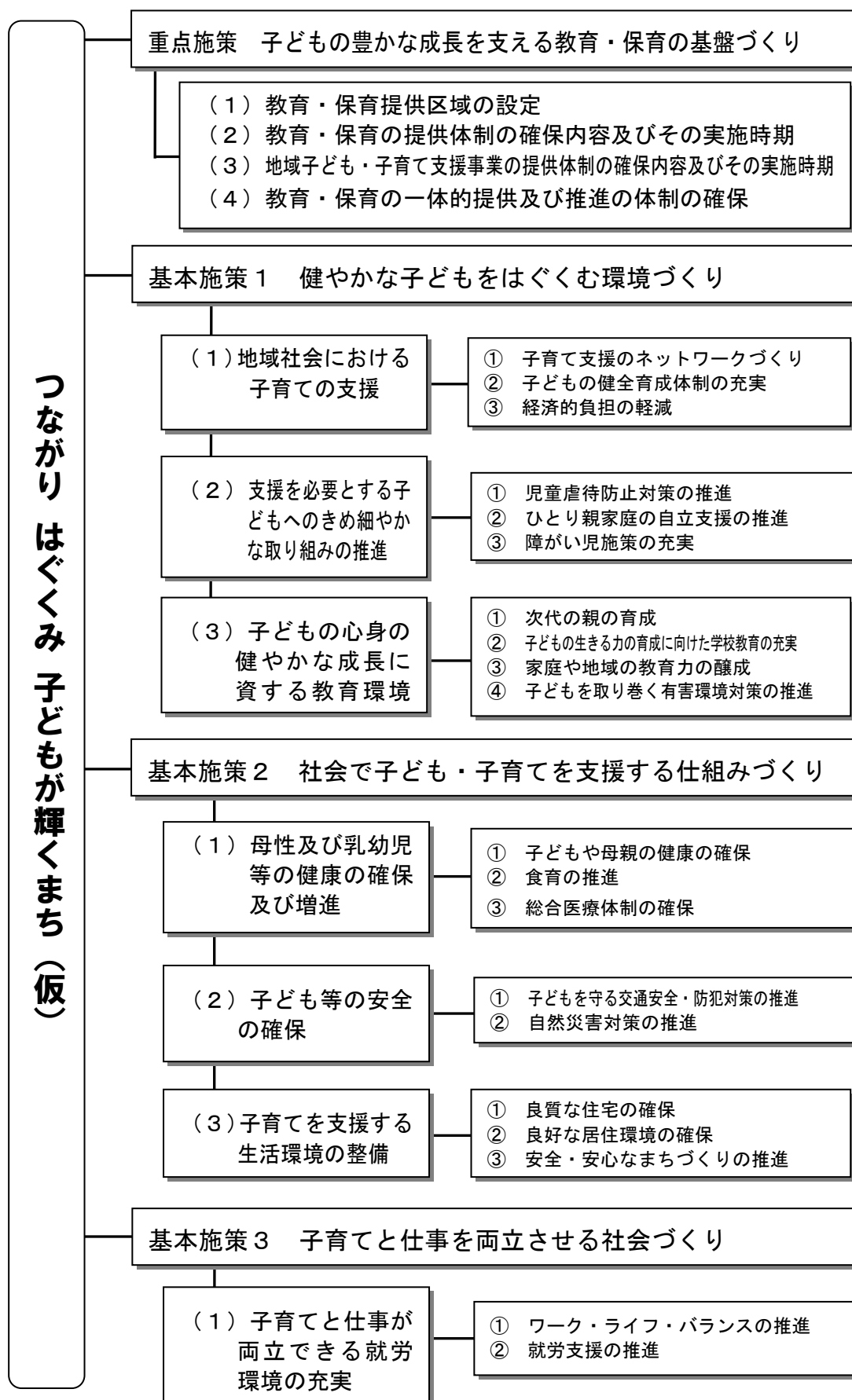
◇基本目標2 社会で子ども・子育てを支援する仕組みづくり

子どもを生み育てること、そして子どもがいきいきと育つことは、母親にとっての喜びであり、父親にとっても、家族にとっても、それぞれが生きていくうえでの活力につながっていきますが、その喜びとともにある妊娠・出産・育児についての不安は、なかなかぬぐい切れないものです。母親が前向きに子どもを生み、育児ができるように、市が子育て家庭に対して幅広い支援を行っていることを周知し、あたたかい目が子育て家庭に注がれていることを実感してもらえるよう、取り組みの発信・周知に努めます。その一方で、子どもを取り巻く環境は日々深刻化しており、交通安全や防犯対策、自然災害対策など、子どもの安全を確保し、教育する取り組みを推進していきます。さらに、安全・安心な生活環境の整備にも努めていきます。

◇基本目標3 子育てと仕事を両立させる社会づくり

穴栗市では、核家族世帯が増加傾向にありますが、そのなかでも働きたい女性が増えていく現状があり、共働き家庭において、子育てと仕事の両立を図りながら暮らしていくこと、そして父親においても仕事と育児の両立を図ることは、よりよい子どもの育ちに欠かせないことであると言えます。そのために、男女共同参画の推進や、次代の親となる若者たちへの雇用の場の確保にも努めていき、まちの活性化につながるよう、推進していきます。

3. 施策の体系（案）



第4章 施策の展開

重点施策 子どもの豊かな成長を支える教育・保育の基盤づくり

（１）教育・保育提供区域の設定

圏域設定に対する国の考え方

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる
- 教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる

本市における教育・保育の提供区域は、全市的な取り組みやまちの構想に基づき、市民の移動実態を踏まえた施設・事業の整備など、敏速かつ柔軟に対応できるといった点を加味し、広域的に圏域を捉え、1圏域に設定します。

（２）教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

①前提となる事項

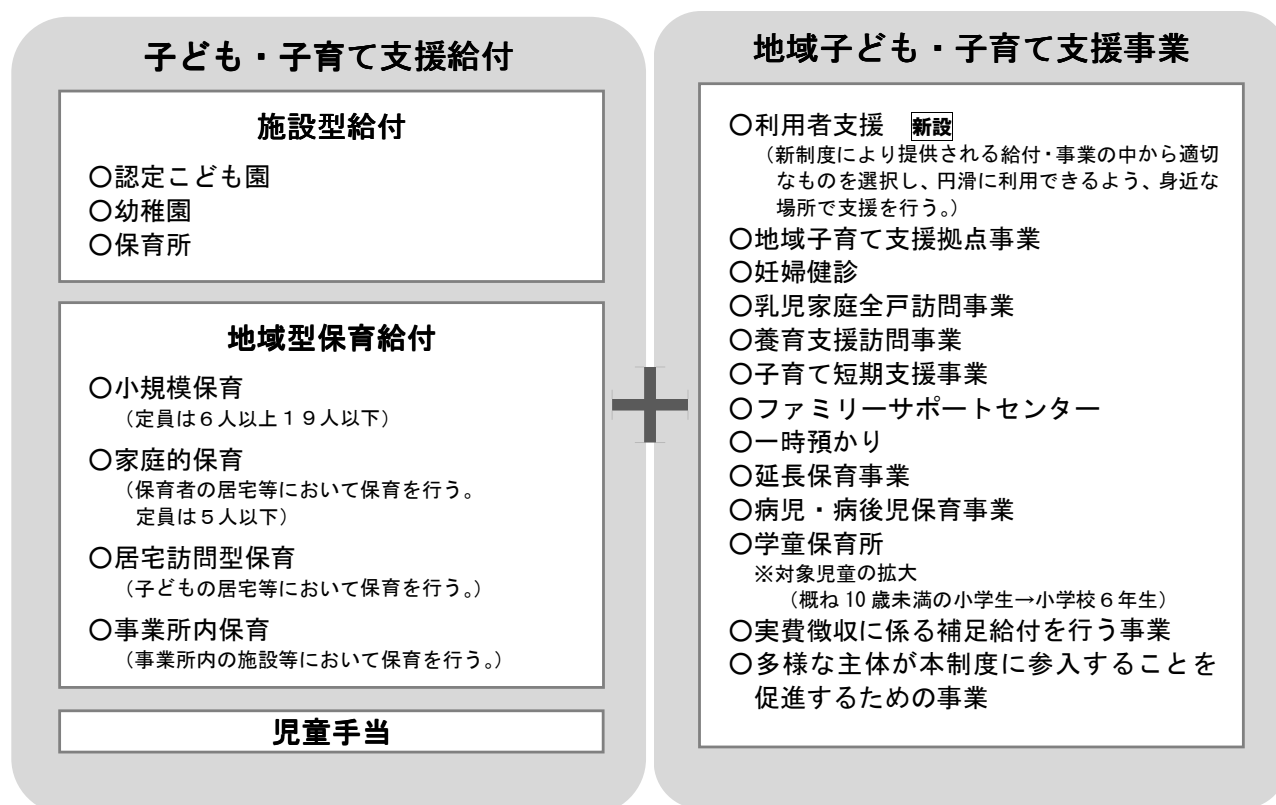
国の考え方

- 当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。
- 認定の区分(※)に加え、０歳、１－２歳、３－５歳の３区分で設定する。
 ※量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。（地方版子ども・子育て会議等における議論など）
- ※量の見込みについては、国の「算出のための手引き」を利用する。（ワークシート有）

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	３－５歳、幼児期の学校教育（以下「学校教育」という）のみ	幼稚園、認定こども園
2号	３－５歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	０－２歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

■子育て支援の「給付」と事業の全体像



②認定こども園・幼稚園・保育所

◆事業の概要

- 認定こども園：幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育を提供します。
- 幼稚園：幼稚園教育要領に基づき、幼児期の学校教育を提供します。
- 保育所：保育所保育指針に基づき、乳幼児期の保育を提供します。

◆提供体制、確保策の考え方

- 平成27年度計画当初、認定こども園1園・幼稚園13園・認可保育所13園で実施します。
- 穴栗市幼保一元化推進計画に基づき、全ての中学校区で幼保一元化による認定こども園の設置により、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。
- 1号認定に基づく3歳児への幼児教育の提供については、幼保一元化による認定こども園の設置により実施します。
- 幼稚園における幼児教育は、引き続き4～5歳児を対象とします。
- 地域型保育事業（小規模保育事業等）については、子ども・子育て支援新制度における新規事業として、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討します。

■教育：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

項 目		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		1 号 (3-5 歳)	2 号※ (3-5 歳)	合計	1 号 (3-5 歳)	2 号※ (3-5 歳)	合計	1 号 (3-5 歳)	2 号※ (3-5 歳)	合計
①量の見込(必要利用定員総数)		234 人	113 人	347 人	231 人	112 人	343 人	227 人	110 人	337 人
②確保 の内容	幼稚園・認定こども園	234 人	113 人	347 人	231 人	112 人	343 人	227 人	110 人	337 人
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0

項 目		平成 30 年度			平成 31 年度		
		1 号 (3-5 歳)	2 号※ (3-5 歳)	合計	1 号 (3-5 歳)	2 号※ (3-5 歳)	合計
①量の見込(必要利用定員総数)		224 人	108 人	332 人	222 人	107 人	329 人
②確保 の内容	幼稚園・認定こども園	224 人	108 人	332 人	222 人	107 人	329 人
②-①		0	0	0	0	0	0

※2号認定のうち、教育の利用希望が高い者

■保育:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

項 目		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		2 号 (3-5 歳)	3 号 (0-2 歳)	合計	2 号 (3-5 歳)	3 号 (0-2 歳)	合計	2 号 (3-5 歳)	3 号 (0-2 歳)	合計
①量の見込(必要利用定員総数)		512 人	457 人	969 人	511 人	453 人	964 人	498 人	444 人	942 人
②確保 の内容	認定こども園、保育所	885 人		885 人	884 人		884 人	871 人		871 人
	地域型保育事業		0 人	0 人		0 人	0 人		0 人	0 人
②-①		△84		△84	△80		△80	△71		△71

項 目		平成 30 年度			平成 31 年度		
		2 号 (3-5 歳)	3 号 (0-2 歳)	合計	2 号 (3-5 歳)	3 号 (0-2 歳)	合計
①量の見込(必要利用定員総数)		491 人	434 人	925 人	486 人	422 人	908 人
②確保 の内容	認定こども園、保育所	864 人		864 人	859 人		859 人
	地域型保育事業		0 人	0 人		0 人	0 人
②-①		△61		△61	△49		△49

(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及びその実施時期

①延長保育事業（時間外保育事業）

◆事業の概要

○延長保育事業（時間外保育事業）は、保護者の就労形態等の事情で在園児を対象に、保育時間（標準時間：11時間、短時間：8時間）を超えて保育する事業です。

◆提供体制、確保策の考え方

○延長保育事業（時間外保育事業）については、平成26年度現在、8か所の私立保育所で実施しており、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

■延長保育事業（時間外保育事業）

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	107人	106人	104人	102人	100人
②確保の内容	107人	106人	104人	102人	100人
②－①	0	0	0	0	0

②放課後児童健全育成事業（学童保育所）

◆事業の概要

○放課後児童健全育成事業（学童保育所）は、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象とし、活動や遊び場を通し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

◆提供体制、確保策の考え方

○放課後児童健全育成事業（学童保育所）については、平成26年度現在13か所で、小学3年生までの児童を対象に実施しています。

○子ども・子育て支援新制度では、小学6年生までが対象となっており、本市においても定員の範囲内において対象者の拡充を図ります。

○対象者の増加に伴う提供量の確保については、小学校の空き教室の活用などにより確保に努めます。

■放課後児童健全育成事業（学童保育所）

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	270人	256人	250人	235人	235人
	高学年	112人	110人	109人	109人	103人
	合計	382人	366人	359人	344人	338人
②確保の内容		315人	315人	315人	315人	315人
②－①		△67	△51	△44	△29	△23

③子育て短期支援事業

◆事業の概要

○子育て短期支援事業は、保護者の疾病や出産、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に児童養護施設などで一時的に児童をお預かりし、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。休日・宿泊を含めたショートステイ事業と、夜間に預かりを行うトワイライトステイ事業があります。

◆提供体制、確保策の考え方

○ニーズ量はありませんが、今後の利用希望に柔軟に対応できるよう、確保策を検討します。

■子育て短期支援事業

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保の内容	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②－①	0	0	0	0	0

④子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）

◆事業の概要

○子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）は、公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供する事業です。

◆提供体制、確保策の考え方

○子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）については、平成 26 年度現在 4 か所で実施しており、今後も引き続き、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

■子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	1,639 人回	1,625 人回	1,592 人回	1,554 人回	1,513 人回
②確保の内容	1,639 人回	1,625 人回	1,592 人回	1,554 人回	1,513 人回
②－①	0	0	0	0	0

⑤一時預かり事業

◆事業の概要

○一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と、保育園での就学前までの児童を保護者の疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときなどにお預かりする一時預かり事業があります。

◆提供体制、確保策の考え方

○幼稚園での預かり保育については、平成 26 年度現在行っておらず、今後とも、学童保育所における対応に努めていきます。

○その他の一時預かりについては、一時預かり保育事業を私立保育所 6 か所で実施しており、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

■一時預かり事業

項 目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
幼稚園での預かり保育	①量の見込	32,572 人日	32,500 人日	31,704 人日	31,233 人日	30,944 人日
	②確保の内容	32,572 人日	32,500 人日	31,704 人日	31,233 人日	30,944 人日
	②－①	0	0	0	0	0
一時預かり	①量の見込	7,165 人日	7,123 人日	6,959 人日	6,817 人日	6,684 人日
	②確保の内容	7,165 人日	7,123 人日	6,959 人日	6,817 人日	6,684 人日
	②－①	0	0	0	0	0

⑥病児・病後児保育事業

◆事業の概要

○病児・病後児保育事業は、病気または、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育所・医療機関等に併設された専用室でお預かりし、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

◆提供体制、確保策の考え方

○病児・病後児保育事業については現在実施しておらず、医療機関や関係機関と連携・調整を図り、平成 27 年度以降に、病後児保育の提供体制を確保します。

■病児・病後児保育事業

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	2,139 人日	2,128 人日	2,080 人日	2,040 人日	2,005 人日
②確保の内容	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②－①	△2,139	△2,128	△2,080	△2,040	△2,005

⑦ファミリーサポートセンター事業（就学児のみ）

◆事業の概要

○ファミリーサポートセンター事業は、育児の援助をしたい方（まかせて会員）と、育児の援助をしてほしい方（おねがい会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で、相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。

◆提供体制、確保策の考え方

○ファミリーサポートセンター事業については、利用実績は少ないものの、公的サービスでは対応が難しいニーズに応える大切な事業であることから、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

■ファミリーサポートセンター事業（就学児のみ）

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	70 人日	68 人日	67 人日	65 人日	64 人日
②確保の内容	70 人日	68 人日	67 人日	65 人日	64 人日
②－①	0	0	0	0	0

⑧利用者支援事業

◆事業の概要

○利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う新たな事業です。子どもや保護者が、保育所や幼稚園等の教育・保育事業や一時預かり、学童保育所等の地域子ども子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、専任の職員等が身近な場所（行政窓口等）で支援をします。

◆提供体制、確保策の考え方

○利用者支援事業については、今後 1 か所を整備し、利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

■利用者支援事業

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保の内容	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②－①	0	0	0	0	0

⑨乳幼児全戸家庭訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導）

◆事業の概要

○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導）は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問（生後2か月まで）を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

◆提供体制、確保策の考え方

○乳児家庭全戸訪問事業については、「こんにちは赤ちゃん事業」という名称で、生後4か月までの乳児がいる家庭を、保健師等が訪問し、実施しています。
○今後も子育て家庭の状況を把握しながら、引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

■乳幼児全戸家庭訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導）

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	267人	262人	256人	248人	242人
②確保の内容	267人	262人	256人	248人	242人
②－①	0	0	0	0	0

⑩養育支援訪問事業

◆事業の概要

○養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師および保育士等の専門家が訪問等により養育に関する指導、助言及び家事の援助等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

◆提供体制、確保策の考え方

○養育支援訪問事業については、乳児家庭全戸訪問事業とあわせ、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

■養育支援訪問事業

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	91人	91人	91人	91人	91人
②確保の内容	91人	91人	91人	91人	91人
②－①	0	0	0	0	0

⑪妊婦健康診査事業

◆事業の概要

○妊婦健康診査事業は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。

◆提供体制、確保策の考え方

○妊婦健康診査事業については、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

■妊婦健康診査事業

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	262 人	256 人	248 人	242 人	236 人
②確保の内容	262 人	256 人	248 人	242 人	236 人
②－①	0	0	0	0	0

(4) 教育・保育の一体的提供及び推進の体制の確保

①就学前教育・保育の環境整備

- ・「宍粟市幼保一元化推進計画」に示す、子どもの教育・保育の環境整備をするため就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所一元化を推進します。
- ・全市的に質の高い教育・保育を提供するため、保育所・幼稚園全職員を対象とした研修の充実を図ります。また、職員自身の自主的な資質向上を促すため、公開保育や職員の交流機会の充実を図ります。

②子育て支援体制の充実

- ・多様化する保育ニーズを満たすため、民間活力を導入するなどの体制づくりに努めます。(預かり保育や子育て支援など)
- ・母親の社会進出が社会的価値や財産になる方向への支援を行います。
- ・子育て支援を担う人材の育成や、地域の子育て世代の交流の場作りを進めるため、地域の子育てサークルやボランティア活動を支援します。

③保幼小連携・小中一貫教育の推進

- ・「しそうこども指針」に基づき、すべての就学前の子どもの教育・保育の充実と子育て支援を推進し、小1プロブレムの解消につなげます。
- ・「しそうの子ども生き生きプラン」に基づき、「宍粟に生き、宍粟を活かす人づくり」「社会の変化に対応する学校づくり」「教師力を高める学校づくり」「地域総がかりの学校づくり」「健やか心と体を備えた人づくり」「安全・安心の学校づくり」を推進します。

※基本施策1～3については調整中です

第5章 推進体制

関係主体の役割を明記するとともに、推進体制図を示し、各主体の取り組みを記載します

参考資料(巻末資料)

- ・ 策定経過
- ・ 委員名簿
- ・ 子ども・子育て会議設置要綱
- ・ 用語解説 等